

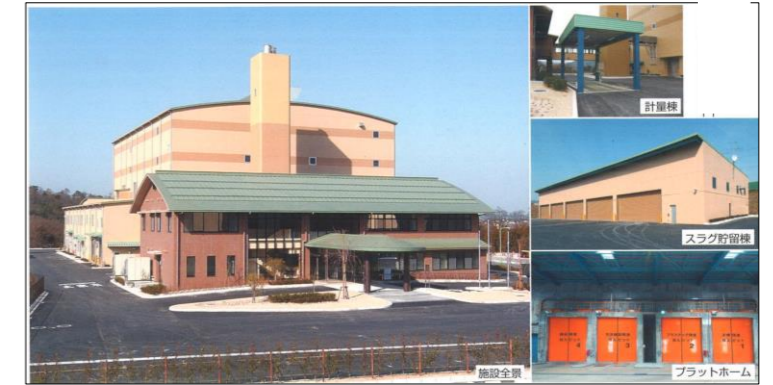
物件情報

施設名称	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）																																		
所在地	伯耆町岸本字岡本東431-2ほか2地番 伯耆町岸本字坊ガケ437-1ほか2地番 伯耆町岸本字大成 489-1ほか4地番 計11地番																																		
土地、建物の内容	<p>■ 土地 地目：雑種地 地積：27,404 m<sup>2</sup>（法面を含む）</p> <p>■ 建物（7棟） 建築年：築18年（H16建築） 延べ床面積：10,234.74 m<sup>2</sup></p> <p>〈建物の詳細〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>構造</th> <th>延べ床面積</th> <th>処理方式、処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>RC造2階建 ※渡り廊下は耐火被覆S造</td> <td>997.10 m<sup>2</sup></td> <td>・ 溶融方式 燃料燃焼式表面溶融方式 ・ スラグ冷却方式 空冷方式</td> </tr> <tr> <td>工場棟</td> <td>S造（一部RC造）5階建</td> <td>7910.92 m<sup>2</sup></td> <td>・ 前処理設備 39t/日</td> </tr> <tr> <td>計量棟</td> <td>S造平屋建</td> <td>33.47 m<sup>2</sup></td> <td>・ 溶融設備 34t/日</td> </tr> <tr> <td>スラグ貯留棟</td> <td>S造平屋建</td> <td>1102.00 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車庫棟</td> <td>S造平屋建</td> <td>91.25 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイヤ洗浄棟</td> <td>S造平屋建</td> <td>50.00 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗車棟</td> <td>S造平屋建</td> <td>50.00 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 建物は未登記です。譲渡することとなった場合には、表題登記、所有権保存登記を行う予定です。</p>			名称	構造	延べ床面積	処理方式、処理能力	管理棟	RC造2階建 ※渡り廊下は耐火被覆S造	997.10 m <sup>2</sup>	・ 溶融方式 燃料燃焼式表面溶融方式 ・ スラグ冷却方式 空冷方式	工場棟	S造（一部RC造）5階建	7910.92 m <sup>2</sup>	・ 前処理設備 39t/日	計量棟	S造平屋建	33.47 m <sup>2</sup>	・ 溶融設備 34t/日	スラグ貯留棟	S造平屋建	1102.00 m <sup>2</sup>		車庫棟	S造平屋建	91.25 m <sup>2</sup>		タイヤ洗浄棟	S造平屋建	50.00 m <sup>2</sup>		洗車棟	S造平屋建	50.00 m <sup>2</sup>	
名称	構造	延べ床面積	処理方式、処理能力																																
管理棟	RC造2階建 ※渡り廊下は耐火被覆S造	997.10 m <sup>2</sup>	・ 溶融方式 燃料燃焼式表面溶融方式 ・ スラグ冷却方式 空冷方式																																
工場棟	S造（一部RC造）5階建	7910.92 m <sup>2</sup>	・ 前処理設備 39t/日																																
計量棟	S造平屋建	33.47 m <sup>2</sup>	・ 溶融設備 34t/日																																
スラグ貯留棟	S造平屋建	1102.00 m <sup>2</sup>																																	
車庫棟	S造平屋建	91.25 m <sup>2</sup>																																	
タイヤ洗浄棟	S造平屋建	50.00 m <sup>2</sup>																																	
洗車棟	S造平屋建	50.00 m <sup>2</sup>																																	
都市計画による制限等	用途地域：指定なし	防火・準防火地域：指定なし																																	
供給施設	上水道：あり	下水道：あり																																	
	電気：あり（要引き込み工事）	都市ガス：なし																																	
防災情報	土砂災害																																		
評価額	土地の固定資産仮評価額：66,180,660円（法面を含む工場敷地部分） 建物の固定資産仮評価額：未評価 ※ 建物の固定資産仮評価、土地及び建物の不動産鑑定評価は施設譲渡に進む場合に実施する予定です。																																		
その他	接道：伯耆町道岸本7号線（全幅員6.2m～28.6m） 土壌汚染調査：未実施（建設時に実施し、汚染がないことが確認されていますが、施設稼働後は実施していません。） 埋蔵文化財調査：実施済 アスベスト調査：未実施 ダイオキシン類等調査：未実施 設備等の状況：稼働停止後、7年が経過しているため、正常に稼働しない可能性があります。																																		

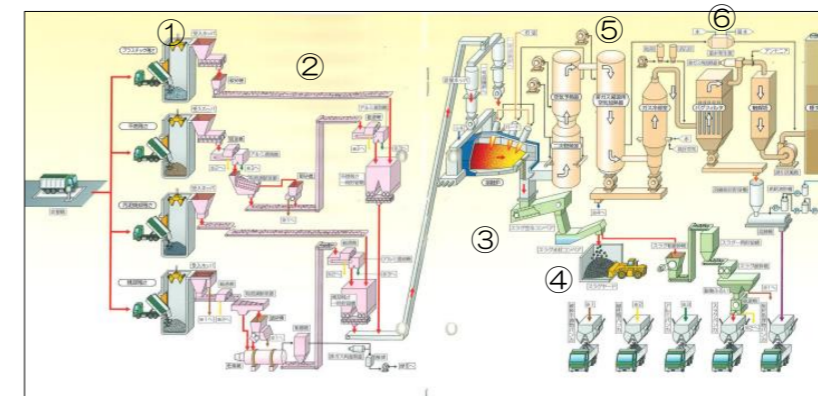
全体配置図



外観等の写真



処理系統図



主要設備と用途

- ① 受入供給設備  
処理対象物の受入
- ② 前処理設備  
処理対象物の破碎、粒度選別、磁選、アルミ選別、乾燥
- ③ 溶融処理設備（溶融炉）  
前処理後の処理対象物を溶融、スラグ化
- ④ スラグ冷却設備  
溶融スラグの空冷、砕石状スラグの製造
- ⑤ 熱回収設備  
高温排ガスの熱エネルギーの回収、再利用
- ⑥ 排ガス処理設備  
排ガスの無害化（冷却、脱塩、脱硫、触媒脱硝）

周辺の建物等



提案にあたっての参考情報

『岸本工業団地（伯耆町所有）』  
『不燃ごみ処理施設（当組合所有）』  
を含めた利活用の提案も可能。

- ※ 岸本工業団地の譲受は、伯耆町へお問い合わせください。
- ※ 不燃ごみ処理施設の廃止は予定であり、R14頃の譲渡を確約するものではありません。



## 位置、アクセス

旧灰溶融施設が立地する鳥取県西部地域は、陸路、空路のアクセス網が充実する山陰の交通の要衝であり、主要都市等からも容易にアクセスが可能です。  
また、旧灰溶融施設は、中国自動車道大山高原スマート IC、JR 伯備線岸本駅から自動車で 1 分程度の好立地の場所に位置しています。

## 交通手段別の移動時間等

## ■車で

## 【最寄の高速インターチェンジ】

- ・米子自動車道 溝口 IC
- ・米子自動車道 大山高原スマート IC (ETC専用)

## 【主な都市からの所要時間】

- ※ 米子自動車道を利用
- ・大阪～ 約3時間30分
  - ・広島～ 約4時間
  - ・福岡～ 約8時間
  - ・岡山～ 約2時間30分

## ■高速バス・高速バスで

【最寄の高速バス停】  
大山パーキング

## 【主な都市からの所要時間】

- ・東京～約10時間30分 (1日1便)
- ・大阪～約3時間20分 (1日18便)
- ・岡山～約2時間20分 (1日9便)
- ・広島～約3時間20分 (1日7便)

## ■鉄道で

## 【最寄の駅】

JR 西日本 伯備線 伯耆溝口(ほうきみぞくち) 駅・岸本駅  
※ 特急列車が停車する伯耆大山駅から6分程度

## 【主な都市から伯耆大山駅までの所要時間】

- ・東京～約6時間
  - ・名古屋～約4時間
  - ・大阪～約3時間10分
  - ・岡山～約2時間 (特急)
  - ・広島～約2時間50分
  - ・福岡～約4時間
- ※ 岡山以外の都市からの経路は  
新幹線→(岡山経由)→特急

## ■航空機で

## 【最寄の空港】

米子鬼太郎(よなごきたろう) 空港

## 【主な都市からのフライト時間】

- ・東京～約1時間20分
- ・国外(現在休止中)
- ・ソウル～約1時間30分
- ・上海～約2時間30分
- ・香港～約3時45分



注：地理院地図(標準地図)に施設名等を追記して掲載しています


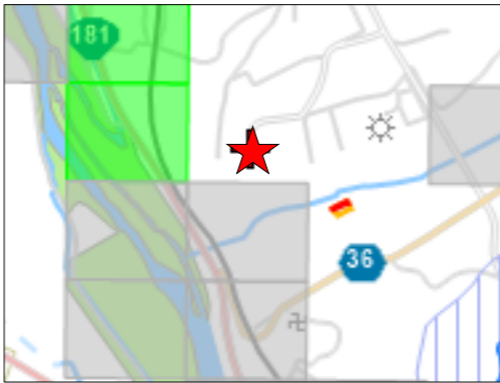
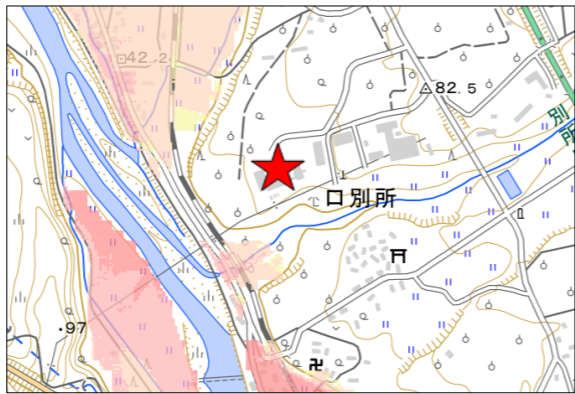


注：鳥取県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=9577> より画像を引用

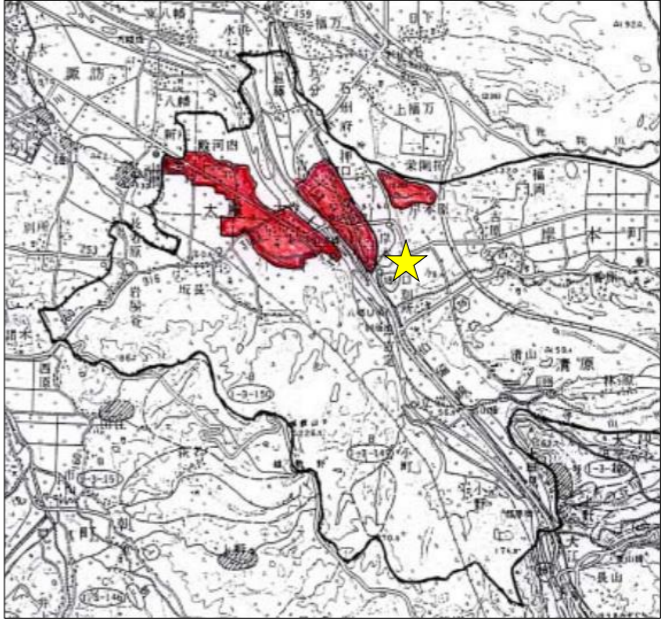


その他参考情報①

ハザードマップ

災害の種類	項目	旧灰溶融施設周辺
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 // 警戒区域 急傾斜地崩壊危険箇所	
	土石流危険渓流Ⅰ～Ⅲ	該当なし
	土石流危険区域	
	地すべり危険箇所	
	山地危険地区	
最大震度(西部地震断層)	5強	
津波による浸水	液状化危険予測 (西部地震断層)	
	洪水による浸水 (日野川水系)	該当なし
	凡例	

騒音・振動、悪臭規制地域

項目	旧灰溶融施設周辺
騒音・振動	規制地域の指定なし
悪臭	



## その他参考情報②

鳥取県の企業優遇制度(出所:鳥取県 HP)

## 鳥取県産業成長応援補助金 (一般投資支援)

付加価値の増加及び生産性の向上を目指して、鳥取県内に工場又は事業所を新設・増設する際の設備投資に係る費用の一部を支援する補助金です。豊富な補助メニューで企業の成長への挑戦を応援します。

## 【補助メニュー・補助率一覧】

一般投資支援	
①固定資産 (土地・建物・設備)	基本補助率 <b>10% + 5%</b> (以下①~③の投資に限る) <b>加算あり</b> ①県内事業者: 土地・建物の両方を新たに取得する場合 ②県外からの進出: 土地(賃借可)・建物を取得し、国内回帰の投資を行う場合 ③県内で開発された先端技術を活用したDX投資を行う場合
②初年度リース・賃借料	補助率 <b>50%</b> (契約期間5年以上のものに限る。)
③少額資産	補助率 <b>10%</b> (20万円未満の資産が対象)
④人材確保費用等	補助率 <b>50%</b> (1人当たり30万円・合計90万円が上限)
補助上限額	<b>5億円</b> (ただし1年間の支払上限額は2億円まで)

※③④の補助額は合計で①固定資産+②リース・賃借料(5年分)の5%が上限

## 【補助要件一覧】

一般投資支援	
①投資額	<b>3,000万円超</b> の工場等の整備 ※固定資産への投資及び5年間分の賃借料の計
②対象業種	<b>製造業・ソフトウェア業・道路貨物運送業(県内本社のみ)等</b> ※ただし上記以外の業種(サービス業等)であっても、県内経済に大きな波及効果をもたらす事業として地域経済牽引事業計画の承認を受けることを前提に、対象となる場合があります。
③新規雇用 又は ④雇用維持 +付加価値額増	<b>3人以上</b> (純増数) ※以下の要件を満たす雇用者が対象 1. 雇用保険の一般被保険者 2. 週の所定労働時間が30時間以上 3. 県内在住 <b>雇用維持+付加価値額の伸び率 年4%以上</b> ※雇用維持とは、雇用者の合計数が事業主都合により減少していないことをいう。 ※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費 ※付加価値額の伸び率は、投資完了時会計年度の額の前年度比1年間の伸び率で算定。
⑤事業者の要件	○認定申請の日時点で <b>法人設立後2年以上</b> が経過していること ○認定を受けようとする事業について十分な実績を有していること ※関連会社が同種事業で十分な実績を有している、県内での他分野の事業で十分な実績を有している等の理由で認められる場合があります。

事業計画について、まずはお気軽にご相談ください。担当がご案内いたします。

【問合せ先】鳥取県商工労働部 立地戦略課

TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117 メール:ritti@pref.tottori.lg.jp

企業立地ガイド ⇨ <https://ritti-pref.tottori.jp/>



## 【鳥取県産業成長応援補助金(一般投資支援)のポイント】

## ① 認定・支払が受けやすい要件設定

- 3,000万円以上の投資と、3名の雇用増又は付加価値額4%の増加があれば認定が可能です。過大な投資を行うことなく、自社のペースで投資計画が立てられます。
- 対象業種は、製造業、道路貨物運送業、情報処理・サービス業、ソフトウェア業など、幅広く支援可能です。

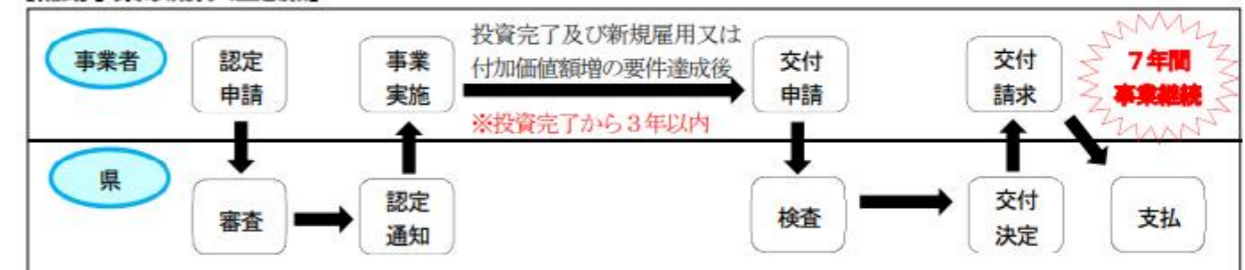
## ② 土地・建物の同時取得等で補助率を5%加算

- (1) 県内事業者: **土地・建物の両方を新たに取得**する場合
- (2) 県外からの進出: 土地(賃借可)・建物を取得し、**国内回帰の投資**を行う場合
- (3) 県内で開発された**先端技術(デジタル技術)**を活用したDX投資を行う場合  
※DX関連の投資額が全体の3割以上であることが条件

## ③ 人材確保・定着経費や福利厚生施設の整備など幅広い対象経費

- 求人広告費や従業員の移転費用、入社後の研修経費なども補助対象となります。県外からの移転者だけでなく、県内在住の従業員について幅広く適用可能です。(補助限度額:90万円)
- 社宅やシェアハウス、保養所など従業員が利用するための福利厚生施設を整備する費用も補助対象経費に含めることができます。(補助限度額:2,000万円) ※ただし、福利厚生施設の整備のみの計画は補助対象外。

## 【補助事業の流れ・注意点】



- 補助事業には完了後7年間の事業継続努力義務が課せられます。
- 補助事業で取得した財産(固定資産)には処分制限がかかります。(処分には知事の承認が必要です)
- 事業継続努力義務期間は毎年1回(10月予定)、事業状況報告書の提出が必要です。

## 【その他の制度】

☆中小企業の新たな取組や生産性向上の取組については、他に「産業成長応援補助金」の3つのステージがあります。(補助額 最大200万円~1,500万円)

☆県が指定する重点分野にかかる先進的な取組(未だ普及していない先端技術等)については、「産業成長応援補助金」成長・規模拡大ステージの対象となる場合があります。

(補助率20%、補助上限額10億円、新規雇用5人以上/雇用維持+付加価値額の伸び率 年5%以上)

☆ソフトウェア業・コンテンツ関連事業等の先進的な新たな取組については、賃借料を補助する「次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金」があります。(補助率50%、最大1,000万円×5年、新規雇用5人以上)

☆このほか、県営工業用水道の給水契約をする事業者を対象とした排水処理施設の整備補助等があります。